

社 団 法 人 高 知 県 理 学 療 法 士 会 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、社団法人高知県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を高知県高知市大川筋1丁目1番29号 近森病院研修棟内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の人格、倫理及び学術技能を研鑽し、理学療法の普及向上を図るとともに県民医療・保健の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法の向上及び改良発達に資する事業
- (2) 理学療法を通じて、医療、保健及び社会福祉の増進に資する事業
- (3) 理学療法士学会、研修会、講習会及び研究会等の開催に関する事業
- (4) 理学療法士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
- (5) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究並びに広報事業
- (6) 会員の資質及び社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- (7) 会員相互の福祉及び厚生に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する理学療法士であつて、高知県内に勤務し、又は在住している者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人又は団体であつて、理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 本会に功労のあつた者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者

(入会及び退会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本会の会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。
- 3 本会の会員は、次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 免許を取り消されたとき。
 - (3) 正当な理由なくして会費を1年以上納入しないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(除名)

第 7 条 会員が本会の名誉をき損し、又はこの定款に違反するような行為をしたときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第 9 条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 10 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 理 事 (会長及び副会長を含む。) 8 名以上 11 名以内

(4) 監 事 2 名

(選任等)

第 11 条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

2 理事及び監事は互いにこれを兼ねることができない。

3 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を高知県知事 (以下「知事」という。) に届け出なければならない。

4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(職務)

第 12 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問及び相談役)

第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

第4章 会議

(種別)

第16条 会議は総会及び理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 総会は、次の事項について議決し、又は承認する。

(1) 定款の改廃に関する事項

(2) 事業計画の決定

(3) 事業報告の承認

(4) 収支予算の決定

(5) 収支決算の承認

(6) 役員を選出

(7) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項について議決する。

(1) 総会に提出すべき事項

(2) 総会より付託された事項

(3) 総会で議決した事項の執行に関する事項

(4) 社団法人日本理学療法士協会代議員会に提出すべき事項

(5) その他会務運営に関する事項

(開催)

第19条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は正会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、その会議の構成員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した文書をもって、総会は15日以前、理事会は10日以前に文書をもって通知しなければならない。

3 会長は、前条第2項の規定に基づく請求があったときは、30日以内に会議を招集しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

3 やむを得ない理由で会議に出席できない構成員は、委任状をもって出席したものとみなす。

(議決)

第23条 会議の議事は定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及び発言者の発言要旨

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印をしなければならない。

(監事の出席)

第26条 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第 27 条 会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は総会の議決による。

(経費の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算決算等)

第 31 条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定め、知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後 1 月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了 3 月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。
- 3 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。
- 4 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 33 条 この定款を変更しようとするときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 34 条 本会は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定により解散する。

- 2 本会の解散のときに有する残余財産は、総会の議決を経、かつ、知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(委任)

第35条 この定款の施行について必要な事項は、この定款に定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則 1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は第11条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとし、その任期は第13条第1項本文の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

3 本会の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第31条第1項の規定にかかわらず設立総会の定めるところとする。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第32条の規定にかかわらず、本会の設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。

社 団 法 人 高 知 県 理 学 療 法 士 会 細 則

一 会員に関する項

- 1 定款第 5 条第 1 号に規定する会員は、社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。
- 2 入会、休会、退会、復会及び移動の手続きは、本会所定の用紙をもってすべて会長に提出するものとする。
- 3 社団法人日本理学療法士協会の会員資格を失った時は、本会の会員たる資格を失う。
- 4 会員は届出により理事会の承認を得て 4 年以内で、休会することができる。休会中の会員からは会費を徴収しない。休会中は本会からの連絡は行わない。
- 5 会員又はその家族（1 親等）が死亡した時は弔慰金を贈る。

二 社団法人日本理学療法士協会代議員に関する項

- 1 代議員は総会において選出する。
- 2 代議員の選出比率は、社団法人日本理学療法士協会の規定による。
- 3 代議員は本会を代表し、総会で議決された事項を代議員会に付議し、提案理由を説明する。
- 4 代議員の任期は 2 年とする。

三 監事に関する項

- 1 監事は、定款第 12 条第 4 項に規定する職務を行う。

四 会務の運営に関する項

- 1 会長は、会務の運営のため事務局及び部を設置する。
- 2 会長が必要と認める時は、理事会の承認を得て委員会を設置し又は解散することができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命し、事務局員は、事務局長が選任し会長が委嘱する。
- 4 部長は、理事会の承認を得て会長が任命し、部員は、部長が選任し会長が委嘱する。
- 5 委員長は、理事会の承認を得て会長が任命し、委員は、委員長が選任し会長が委嘱する。
- 6 事務局長、部長及び委員長は、会務を分担し管理運営する。
- 7 会長が必要と認めるときは、事務局長、部長及び委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 8 会長は、選任後 60 日以内に各部長を会員に通知しなければならない。

五 庶務及び会計に関する項

- 1 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を具備しなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類
- 2 本会の会費は、年額 7,000 円とする。
 - 3 本会の入会金及び社団法人日本理学療法士協会々費は、それぞれ協会の規定する額による。
 - 4 本会の会費は、原則として毎年 6 月 15 日までに全納するものとする。
 - 5 正会員の会費は協会費とともに一括納入し、銀行口座振替を原則とする。
 - 6 本会の賛助会費は、年額 20,000 円とする。
 - 7 名誉会員は、会費を納入することを要しない。
 - 8 当該会計年度の決算報告書及び次期会計年度の予算書は、総会の 1 週間前に会員に配布しなければならない。
 - 9 庶務及び会計には、書記及び事務員を置くことができる。書記及び事務員には、手当を支給することができる。
 - 10 役員には行動費として実費を支払うことができる。
 - 11 特別会計に、備品購入積立金、慶弔費積立金、学術奨励基金、事務局会館建設積立金を設ける。

六 選挙に関する項

(総則)

- 1 役員の選挙は、定款第 11 条に基づき、この規定によって行う。

(組織)

- 2 選挙を行うため選挙管理委員会を置く。
- 3 選挙管理委員会は、総会において会員の中から選任された 3 名の選挙管理委員により構成する。理事及び選挙候補者は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 4 委員の中から委員長を、互選により選任する。
- 5 選挙管理委員の任期は 2 年とする。

(立候補、推薦の告示等)

- 6 選挙管理委員会は、投票日 60 日以前に選挙すべき役員を告示し、立候補を受け付けなければならない。立候補締切日は、投票日 30 日以前とする。
- 7 選挙管理委員会は次の業務を行なう。
 - (1) 選挙の告示
 - (2) 役員の候補者届けの受理、資格審査、候補者氏名の発表
 - (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
 - (4) 総会に選挙の結果報告
 - (5) その他選挙管理に必要な事項

- 8 会長、理事及び監事の選挙は、会員の自由意志又は他の会員の推薦により立候補できる。推薦の場合は、3名以上からの推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が書面をもって、選挙管理委員会の示す場所、日時までに届出るものとする。
- 9 立候補者が定員に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。
- 10 選挙管理委員が立候補したときは、別の選挙管理委員を選出し、立候補者は委員を辞退する。

(選任)

- 11 選挙は無記名投票により行う。
- 12 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数以上の数の記載があったものは無効とする。
- 13 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- 14 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達した場合当選とし、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 15 得票数が同数の場合は、くじで当選者を定める。
- 16 立候補者数が定員以内の場合は、無投票当選とする。
- 17 当選者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
- 18 当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。
- 19 役員選挙は、次の順序で行う。
 - (1) 会長(単記投票)
 - (2) 理事(定員連記投票)
 - (3) 監事(定員連記投票)
 - (4) 副会長は、理事の中から会長が指名し、総会の承認を受けて定める。
- 20 候補者は、下記の要項で選挙活動を行うことができる。
 - (1) 候補者は、推薦者の代表者の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員会より文章をもって通知する。
 - (2) 会長選挙は、候補者及び推薦者各1名が演説を行うことができる。
 - (3) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。
 - (4) 候補者及び当該推薦者の演説時間は、合計8分以内とする。
- 21 開票に際しては、立合人2名を置かなければならない。立合人は、各候補者が推薦する者の中から、選挙管理委員会がくじで定める。

七 総会議事に関する項

- 1 この規定は、定款第18条に基づいて定められ、総会を民主的かつ、能率的に運営することを目的とする。
- 2 会員は、この規定に基づいて、動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保障される。ただし、定款に定めてあるものはそれによる。

- 3 会員は、議長の統制に服し、その許可を得て発言する。
 - 2) 会員は、会議の開会時刻を守るとともに、閉会以前に退席しようとするときは、議長の許可を要する。
- 4 議案は、原則として一件ずつ審議される。
- 5 議事は、原則として公開される。
- 6 総会は、議事運営のため議長2名以内を理事、監事を除き、総会出席者の中から選出する。
- 7 議長は、会議を統括して議場の秩序を保持し、かつ議事の整理を行なう。
 - 2) 書記は、総会事務を処理し、会議記録を作成しなければならない。
 - 3) 採決係は、採決の結果を集計する。
- 8 発言ないし動議は、上程されている議題に関係し、議事規定にかなっていないといけない。
 - 2) 動議の提案がなされたときは、議長は会議にはかり、その採決を決めなければならない。
- 9 議長は、採決の方法を明瞭に会議に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。
- 10 採決宣言後は、その採決完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言を一切認めない。
- 11 採決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長はその選用しようとする方法を会議にはかり採決する。ただし採決の方法は挙手による。
- 12 採決の順序は、原則として原議案に対する否決、修正、賛成の順序で行なう。
- 13 会員は、すでに行なわれた表決の更正を求めることはできない。

八 会員区活動部に関する項

- 1 高知県内を六区域（安芸区域、中央東区域、中央区域、中央西区域、高幡区域、幡多区域）に区分する。ただし、会員の所属する施設数、会員区域内での会員数の変動がある場合にはこの限りではない。
- 2 会員区活動部長は会員区域を統括し、担当区長はそれぞれの区域を分掌し事業を行う。
- 3 担当区長は、部長が選任し委嘱する。

九 附則

- 1 この細則の改廃は、総会の承認を得なければならない。
- 2 この細則は、平成2年12月6日より施行する。
- 3 平成5年3月6日一部改正し、同日から施行する。
- 4 平成6年6月4日一部改正し、同日から施行する。
- 5 平成18年6月11日一部改正し、同日から施行する。
- 6 平成20年6月22日一部改正し、同日から施行する。
- 7 平成21年3月22日一部改正し、同日から施行する。

社 団 法 人 高 知 県 理 学 療 法 士 会 規 定

慶 弔 規 定

第 1 章 趣 旨

(目的)

第 1 条 この規定は、定款 第 4 条 に掲げる事業を行うために、慶弔について必要な事項を定める。

第 2 条 この規定は、細則 一 5 に基づき、慶弔について必要な事項を定める。

第 2 章 会員に関して

(資金)

第 3 条 会員の慶弔についての運用に必要な費用は、慶弔費積立金から支出する。

第 4 条 毎年度に年会費の 5% を限度額に、慶弔費積立金として、積み立てる。

第 5 条 この積立金に賛同する個人および団体よりの基金を、慶弔費積立金とする。

(運用)

第 6 条 運用は、厚生部長が行い、積立金は、財務部長が管理する。

第 7 条 慶弔費積立金の決算は、年度末に会員に報告しなければならない。

(支給)

第 8 条 会員が死亡したときは、関係者からの連絡により、当該年度の会費相当額の弔慰金を贈る。

第 9 条 会員の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡したときは、会員及び関係者からの届け出により、当該年度の会費のおおよそ半額に相当する額の、弔慰金を贈る。

第 10 条 理事・監事が死亡した時、又は会長・副会長の家族（配偶者および一親等の血族）が死亡した時は、新聞に死亡広告を掲載することができる。

第 11 条 必要に応じ、電報または花輪等を贈ることができる。

第 3 章 会員外に関して

(科目)

第 12 条 会員外の個人および団体の慶弔に必要な費用は、事務局渉外費から支出する。

第 13 条 毎年度に予算に計上した額を越えて支出が必要なときは、予備費をもってこれに充てる。

(運用)

第 14 条 会員からの要望があったとき、会長と副会長および事務局長は贈与の適否を判断し、運用する。

(種類)

第 15 条 必要に応じ、電報または花輪等を贈る。

第 16 条 特別の事由があるときは、慶弔金を贈ることができる。

第4章 雑 則

補則

第17条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第18条 この規定は平成6年5月1日から施行する。

2 この規定の改正は平成16年4月15日から施行する。

3 この規定の改正は平成21年2月18日から施行する。

学 術 奨 励 規 定

(目的)

第1条 社団法人高知県理学療法士会会員の学術研究の推進と技術の向上を積極的に奨励援助するために、必要な事項を定める。

(基金特別会計)

第2条 学術奨励特別会計をもうける。

第3条 この基金特別会計は、この基金制度に賛同する個人及び団体よりの寄金、ならびに社団法人高知県理学療法士会より総会の承認を得た金額をあてる。

第4条 この基金特別会計の出納は、財務部長があたり、年度末に決算報告をしなければならない。

(運用)

第5条 学術奨励金の支給は、次年度の学会時に会長より授与する。ただし、その年度において適当な該当者のない場合は見送ることも可とする。

第6条 支給金額の合計は、その年度の基金残高の2%を限度内とする。

第7条 学術奨励金に変えて、記念品を贈ることもできる。ただし、この場合も第5条の規定に準じる。

第8条 支給該当者の選定ならびに支給人数や支給額等について、学術局の担当理事と部長が合同で検討し協議して推薦し、理事会の承認を得て、決定する。

第9条 選定にあたって、選考の対象は原則として、「高知県理学療法学会」での研究発表とする。

補則

第10条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第11条 この規定は平成6年5月1日から施行する。

2 この規定の改正は平成20年6月22日から施行する。

3 この規定の改正は平成21年2月18日から施行する。

賛助会員規定

(目的)

第 1 条 この規定は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、賛助会員について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 賛助会員とは、定款第 5 条(2) に規定する会員である。

第 3 条 社団法人日本理学療法士協会賛助会員は、本会の賛助会員になれない。

(関係)

第 4 条 本会は賛助会員と平等に接し、相互の発展に寄与するため会員にその事業概要を周知徹底し協力する。

(優待)

第 5 条 本会が発行するニュースに、毎回賛助会員名を掲載する。

第 6 条 会員名簿に、住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

第 7 条 本会が発行する会員名簿、刊行物及び事業の案内を送付する。

第 8 条 会員に対し、研究、開発、改良等についての発表の機会をもつことができる。

第 9 条 本会に対して社員教育の協力を得ることができる。

第 10 条 その他、設備、機器等の開発、改良及び情報の収集について本会の指導と協力を得ることができる。

補則

第 11 条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第 12 条 この規定は平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

名誉会員規定

(目的)

第 1 条 この規定は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、名誉会員について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、顕著な功績が認められた 65 才以上の会員の中から、定款第 5 条 (3)により、承認されたものとする。

第 3 条 本会の発展のために多大の貢献が認められた功労者で、定款第 5 条 (3)により、承認されたものとする。

(任期)

第 4 条 本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、永久に会員の資格を与える。

(待遇)

第 5 条 名誉会員に承認されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

第 6 条 本会が主催するすべての行事への参加を無料とする。

第 7 条 本会が発行するニュース、刊行物及び事業の案内を送付する。

補則

第 8 条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第 9 条 この規定は平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

顧問及び相談役規定

(目的)

第 1 条 この規定は、本会が円滑な運営を図るとともにその発展に寄与するために、顧問及び相談役について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 顧問及び相談役は、定款第 15 条の規定に基づき定める。

第 3 条 顧問は、正会員以外の者で、円滑な組織運営に対して適切な指導や助言を与える人物であり、会長が委嘱する。

第 4 条 相談役は、本会の発展に多大な貢献を果たした会員の中より、会長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 顧問及び相談役の任期は、定款第 13 条に準じ、再任は妨げない。

(職責)

第 6 条 顧問及び相談役は、運営に必要な指導と助言を与え、その活動に反映させることを目的とする。

第 7 条 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を具申することができる。

補則

第 8 条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第 9 条 この規定は平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

旅 費 規 定

(目的)

第 1 条 この規定は、細則 五 10 に基づき、本会の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費について、必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 この規定の中でいう役員とは、会長、理事、監事、等である。

(支給)

第 3 条 役員が理事会に出席し、または、本会の用務で旅行した場合は、旅費を支給する。

第 4 条 役員以外の者が、会議に出席した場合、または、会長の命により本会の用務で旅行した場合は、役員に準じた旅費を支給する。

第 5 条 出張し旅費の支給を受けるときは、出張願書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(旅費)

第 6 条 旅費とは、交通費と宿泊費及び参加費をいう。

第 7 条 交通費と宿泊費は、別表により支給する。

第 8 条 参加費とは、研修等における会場整理費、受講料、資料代等をいい、食卓料や日当は含まれない。

第 9 条 理事会の場合は、理事会に出席する役員の勤務地が開催地まで 5 km 以上であるとき、1 回につき 500 円を支給する。

第 10 条 原則として、四国内用務で自家用車の使用のときは、燃料費として別表により支給する。

第 11 条 自家用車使用のときは、道路通行料金と駐車料金を別途に実費支給する。

第 12 条 本会が開催する学会及び研修会にあわせて同日に開催する理事会は、対象としない。

第 13 条 出張の場合は、領収書の提出があつて旅費を支給する。ただし、本会以外に支給がある場合は対象としない。

補則

第 14 条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第 15 条 この規定は平成 6 年 5 月 1 日から施行する。

2 この規定の改正は平成 15 年 7 月 17 日から施行する。

3 この規定の改正は平成 19 年 6 月 17 日から施行する。

4 この規定の改正は平成 20 年 6 月 22 日から施行する。

5 この規定の改正は平成 21 年 2 月 18 日から施行する。

6 この規定の改正は平成 21 年 12 月 9 日から施行する。

別表

旅費等の内訳	摘要
交通費	原則として公共交通機関の料金
燃料費	10 km単位として 150 円／10 km（10 km以下は切り捨てとする。但し、上限 10,000 円）
宿泊費	実費（但し、上限 15,000 円）※領収書添付のこと

会 員 区 活 動 部 事 業 規 定

（目的）

第 1 条 会員区域内での研修会等の開催、連絡と交流の活性化を図る活動を行う。

（事業）

第 2 条 県民の保健、福祉事業の企画、運営及び社会局との連携に関すること。

第 3 条 会員の知識、技術向上事業の企画、運営及び学術部との連携。

第 4 条 新人教育、生涯教育事業の企画、運営及び教育部との連携。

第 5 条 会員の把握、会員間の交流及び事務局との連携。

補則

第 6 条 この規定を改廃・変更しようとするときは理事会の承認を得なければならない。

附則

第 7 条 この規定は平成 21 年 3 月 22 日から施行する。